



第4章 推進体制の充実

1 市民・企業・団体等との連携

男女共同参画は、家庭内や地域社会、学校、職場など市民生活のあらゆる場面に關わります。そのため、多くの個人や組織が連携を図って推進することが必要です。

市民や学識経験者、事業者、関係団体等で構成される伊勢崎市男女共同参画推進協議会を継続して設置し、男女共同参画社会の形成や男女共同参画計画に關することについて協議を行います。

2 庁内推進体制の整備

男女共同参画に關する施策は、行政のあらゆる分野に及びます。職員一人ひとりの男女共同参画意識を向上させるとともに、関係部局が緊密に連携、協力し、男女共同参画の視点から各種施策を推進していくことが必要です。

副市長を本部長とし、部長や課長等で構成される伊勢崎市男女共同参画計画策定・推進本部により、本計画の総合的かつ効率的な推進を図ります。

3 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るためには、進捗状況や成果の把握を行い、必要に応じて施策の見直しを行う必要があります。

毎年度、事業の実施状況などについて報告書として取りまとめたものを伊勢崎市男女共同参画計画策定・推進本部及び伊勢崎市男女共同参画推進協議会で協議し、進行管理を行います。